

豊後高田市障がい者基本計画（R2 変更） 新旧対照表

頁	項目	変更後	変更前
P3	●国連による障害者権利条約採択	平成 18 年 12 月、障がい者の人権および基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める障害者権利条約が、国連総会において採択されました。特に、第 2 条では、『言語』とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。』と定義づけられ、手話が言語であることが明文化されました。	平成 18 年 12 月、障がい者の人権および基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める障害者権利条約が、国連総会において採択されました。
P5	●「豊後高田市手話・点字等障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の普及及び利用促進に関する条例」制定	<p>国の法整備が進む中、豊後高田市においても独自の条例を制定し、普及啓発を推進します。</p> <p>手話・点字等の障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の普及及びその利用促進を図ることにより、意思の疎通及び情報の取得がしやすい環境を構築し、障がいのある人もない人も全ての市民が心を通わせ、互いの人格及び個性を尊重し合い、安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的に、令和 2 年 3 月に「豊後高田市手話・点字等障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の普及及び利用促進に関する条例」を制定しました。</p>	(空欄)

豊後高田市障がい者基本計画（R2 変更） 新旧対照表

P8	③ 地域で支え合う安全なまちづくりへの取り組み	バリアフリー新法・ユニバーサルデザインの方針に基づいた、すべての住民が安心して、暮らしやすいと感じるまちづくりを目指します。市内の公共施設等のハード面での整備に加え、障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の普及や理解促進を推進し、情報提供面でも障がいの有無にかかわらず誰でも求める情報を取得できる情報アクセシビリティの促進を図ります。（略）	バリアフリー新法・ユニバーサルデザインの方針に基づいた、すべての住民が安心して、暮らしやすいと感じるまちづくりを目指します。市内の公共施設等のハード面での整備に加え、情報提供面でも障がいの有無にかかわらず誰でも求める情報を取得できる情報アクセシビリティの促進を図ります。（略）
P9	6 福祉体制が充実したまちづくり	2 多様なコミュニケーション手段の普及及び理解促進	（空欄）
P15	○福祉教育に基づく学びの機会提供	福祉教育について、これまで市では、福祉の理念・趣旨の普及・啓発のため、講座や教室の開催等を実施し、大分大学等の関係機関の協力を得ながら学べる機会の確保に取り組んできました。今後も福祉教育の一層の充実を図るとともに、学校教育においても手話や点字等の多様なコミュニケーション手段の理解促進のための活動を推進し、障がい者への理解を深める取組を進めます。	福祉教育について、これまで市では、福祉の理念・趣旨の普及・啓発のため、講座や教室の開催等を実施し、大分大学等の関係機関の協力を得ながら学べる機会の確保に取り組んできました。今後も福祉教育の一層の充実を図り、障がい者への理解の促進を図ります。
P20	ボランティアの育成・支援	手話・点字等多様なコミュニケーション手段を学ぶ機会を提供します。	（空欄）
		手話奉仕員、点訳奉仕員等コミュニケーション支援者を育成し、意思疎通や情報提供等で必要な場合に派遣します。	（空欄）

P26	○教育環境のますますの充実	<p>(略)</p> <p>今後もさらに専門性を高め、ユニバーサルデザインを取り入れた授業や教室環境づくりによる環境の充実を図っていくとともに、進学等学びの場の移行時に「連携シート」等を活用した指導支援の確実な引き継ぎを実施することが求められます。また、学校教育の中で、児童等が手話・点字等のコミュニケーション手段の理解促進に関する活動や多様なコミュニケーション手段を必要とする児童等への学校生活における支援に取り組み、教育環境の一層の充実を目指します。</p>	<p>(略)</p> <p>今後もさらに専門性を高め、ユニバーサルデザインを取り入れた授業や教室環境づくりによる環境の充実を図っていくとともに、進学等学びの場の移行時に「連携シート」等を活用した指導支援の確実な引き継ぎを実施することが求められます。</p>
P27	教育環境のますますの充実	<p>障がいのある児童・生徒が、将来において自立していくために、一人ひとり障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を活用するなど状況に応じた特別支援教育の推進を図ります。さらに、多様なコミュニケーション手段の理解促進に関する活動等相互理解のための福祉教育の推進など、教育の内容の充実に努めていきます。</p>	<p>障がいのある児童・生徒が、将来において自立していくために、一人ひとりの状況に応じた特別支援教育の推進を図ります。さらに、相互理解のための福祉教育の推進など、教育の内容の充実に努めていきます。</p>
P27	○障がい児通所サービスの充実	<p>障がい児通所サービスにおいて、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所は、平成 28 年から市内に開所され、令和 2 年 3 月時点では児童発達支援事業所は 1 か所、放課後等デイサービス事業所は 2 か所となり、市内の利用者の利便性は高まりました。しかし、通</p>	<p>放課後等デイサービス施設は、児童・生徒の学校と家庭以外での居場所として重要な施設です。市内の利用者は現在主に宇佐市の「放課後等デイサービスどんぐり 2」を利用しています。今後、本人、保護者に対するケアとして、住み慣れた地域で負担を軽減することを</p>

豊後高田市障がい者基本計画（R2 変更） 新旧対照表

		所を希望する子ども達は増加傾向にあり、現状の事業所だけでは十分とは言い難い状況です。住み慣れた地域で十分に支援が受けられるよう、今後も障がい児通所サービスの充実が求められます。	目的とした、市内の放課後等デイサービス施設の設置を目指します。
P29	○職場環境向上のためのサポート支援体制の充実	<p>(略)</p> <p>「障がい福祉のためのアンケート調査」では、「障がいや心の病の人に必要な職場環境」で全体では「周囲が自分を理解してくれること」が 35.0%と最も多く、また、「就職や職場に慣れるまで相談に乗ったり、援助してくれる援助者がいること」が 16.1%と 6 番目に多く、就業に関する悩みや周囲の理解を求める人が多い現状があり、障がいの特性の理解や多様なコミュニケーション手段を利用できる配慮等、職場全体の理解促進が求められています。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>「障がい福祉のためのアンケート調査」では、「障がいや心の病の人に必要な職場環境」で全体では「周囲が自分を理解してくれること」が 35.0%と最も多く、また、「就職や職場に慣れるまで相談に乗ったり、援助してくれる援助者がいること」が 16.1%と 6 番目に多く、就業に関する悩みや周囲の理解を求める人が多い現状があります。</p> <p>(略)</p>
P30		職場において、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の普及や合理的配慮を推進します。	(空欄)
P40	多様なコミュニケーション手段の普及及び理解促進	誰もが安心して暮らせるためには、人と人とが日々の生活で、意思疎通や情報取得ができ、心を通わせお互いを理解しあうことがとても重要な要素となります。しかし、障がい等により、生活に必要な情報の取得やコミュニケーションが困難なことから、生活の中に不便が生じる場合や、相互の理解を深められない場合もあり、これらの障壁をなくしていくことが大きな課題となってい	(空欄)

豊後高田市障がい者基本計画（R2 変更） 新旧対照表

		<p>ます。</p> <p>こうした状況を鑑み、市では令和2年3月に制定し、令和2年4月1日から施行しました。条例の理念に沿い、多様なコミュニケーション手段の普及や利用促進を図ることにより、意思疎通や情報取得がしやすい環境を構築する取組を進めていく必要があります。</p>	
P40	情報アクセシビリティの整備	<p>(略)</p> <p>障がいの種別や年齢、性別にかかわらず、スムーズに取得できる手段の一つに、スマートフォンやパソコンの活用があげられますが、今後はこれらの活用講座の開催や各種サービスの提供が必要です。「豊後高田市手話・点字等障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の普及及び利用促進に関する条例」に基づき、社会全体で環境整備に取り組むことが求められます。</p>	<p>(略)</p> <p>障がいの種別や年齢、性別にかかわらず、スムーズに取得できる手段の一つに、スマートフォンやパソコンの活用があげられますが、今後はこれらの活用講座の開催や各種サービスの提供が必要です。</p>
P40	多様なコミュニケーション手段の普及及び利用促進	<p>手話・点字等障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段を学ぶ機会を提供します。</p>	(空欄)
		<p>手話通訳者等のコミュニケーション支援者の育成を行うとともに意思疎通等で支援者を必要とする場合に派遣等を行います。</p>	(空欄)
		<p>障がい者、コミュニケーション支援者等関係機関と協力し、多様なコミュニケーション手段の利用に対する市民、事業者等への理解促進及び普及啓発を行います。</p>	(空欄)
	※追加		

豊後高田市障がい者基本計画（R2 変更） 新旧対照表

		情報の発信、取得等において多様なコミュニケーション手段を利用にできる環境を整備していきます。情報発信のとして、市民の身近な情報である市報では音訳版、点訳版を作成し希望者への配布を継続します。	(空欄)
		学校教育において多様なコミュニケーション手段の理解促進に関する活動や多様なコミュニケーション手段を必要とする児童生徒等への学校生活における支援を行います。	(空欄)
P40	情報アクセシビリティの整備 ※移動して追加	障がい者の社会参加と自立を促進し、生活の質を高めるうえで、さまざまな情報の取得は重要な役割を果たします。このため、さまざまな媒体の開拓に努めるとともに、提供体制についても充実を目指します。	(空欄)
		知的障がいのある方に配慮し、画一的でなく、わかりやすい情報提供に努めていきます。	(空欄)
		視覚障がいのある方に配慮し、点字広報のほか、パソコンでの音声読み上げに対応できるよう、情報のテキスト文書化等に配慮していきます	(空欄)
		大学を含む関係機関等からの協力を得ながら、障がい者がより広く学べる機会の確保に努めていきます。障がい者のためのスマートフォン、パソコンの活用講座の開催等も検討します。	(空欄)